

令和3年4月法改正による変更点 (1)

全ての事業所様

■ 地域区分の変更

令和3年4月から一部市町村の地域区分が変更されます。ご自身の事業所が変更となる地域にある場合、また、取引先事業所が変更となる地域にある場合は、『楽すけ』の設定が必要です。設定方法はこちらをご覧ください。

➡ 別紙 ▶ 地域区分が変更になる地域の事業所様へ (1)(2)

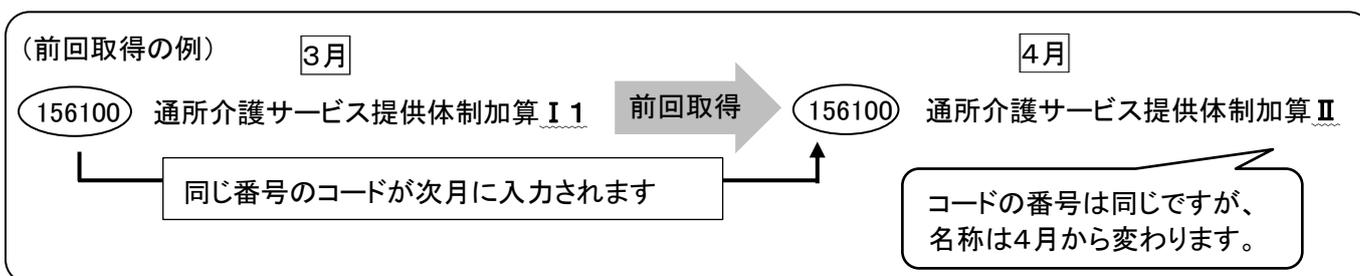
※訪問型・通所型サービスの地域単価の変更はこちらをご覧ください。

➡ 別紙 ▶ 令和3年4月 介護予防・日常生活支援総合事業の改定について

■ 月間ケアプラン前回取得(3月→4月)の際の注意点

令和3年4月報酬改定では「名称」が変更になる加算が多くあります。

(個別機能訓練加算、サービス提供体制強化加算、ADL維持等加算、口腔・栄養スクリーニング加算など)
『楽すけ』の前回取得機能では、「名称」ではなく、「サービスコード」で取得する仕組みになっています。



前回取得機能をご利用の際は、取得されたサービスコードが、令和3年4月以降も事業所で算定可能なものであるかご確認ください。また、今回の報酬改定で、加算の算定要件が変わっている場合があります。算定要件については市町村の介護保険課等で最新の情報をご確認の上、月間ケアプランを作成してください。

▶ 報酬改定時の「給付請求チェック」について

令和3年4月分など、報酬改定後の対象月を給付請求チェックした際、

【Warning】 月間ケアプランの単位数と介護給付費サービスコード表の単位数が一致しません

というメッセージが表示された場合は、該当者の月間ケアプランに、改定前の古いサービスコードが含まれていることを示しています。該当者の対象月の月間ケアプランに戻り、新しいサービスコードに変更をお願いいたします。

居宅支援事業所様 訪問型・通所型サービス事業所様

■ 介護予防・日常生活支援総合事業について

要支援の方向けの「介護予防・日常生活支援総合事業」について、サービスコードや単位数に変更があります。新しいサービスコードを入力するためには、市町村の「単位数表マスタ」を取り込む必要があります。詳細はこちらをご覧ください。

➡ 別紙 ▶ 令和3年4月 介護予防・日常生活支援総合事業の改定について

裏面にも大切なお知らせがあります

令和3年4月法改正による変更点 (2)

福祉用具を除く全ての事業所様

■ 「令和3年9月30日までの上乗せ分」加算の新設

令和3年4月1日～令和3年9月30日まで、1000分の1単位の報酬の上乗せがあります。福祉用具を除く全ての事業所様で「令和3年9月30日までの上乗せ分」という加算を必ず算定するルールとなっています。

月間ケアプラン画面で、「令和3年9月30日までの上乗せ分」という加算コードを必ず追加してください。

画面：月間ケアプラン

3月から4月へ「前回取得」した場合は、自動では「上乗せ分」の加算は入りません。サービス内容の空白のマスをダブルクリックすると、【サービスの選択】画面が開きます。該当サービスの「令和3年9月30日までの上乗せ分」を選択して登録してください。

追加ボタンから新たに本体コードを入力する時は自動で「上乗せ分」の加算が入ります。

「上乗せ分」の加算を入力せずに月間ケアプランを登録しようとする、左図のメッセージが出ます。「上乗せ分」の加算を追加してください。(左図は訪問介護の例)

「令和3年9月30日までの上乗せ分」の入力がない場合、給付請求チェックでも警告が出ます。

[Warning] サービス大分類()の「令和3年9月30日までの上乗せ分」が設定されていません。

この警告は無視せず、月間ケアプランに戻り、「上乗せ分」の加算を追加してください。

！ ケアマネージャー様は下記の点にもご注意ください ！

「令和3年9月30日までの上乗せ分」は、自社分(居宅支援費分)に加え、利用者様が利用する各サービスについても **サービス事業所ごと「上乗せ分」の加算が必要です。**

例えば、1人の利用者が、訪問介護をニカ所の事業所から提供を受ける場合、**ニカ所それぞれ「上乗せ分」の加算を入力してください。**

(例) 1人の利用者が **A 訪問介護事業所** と **B 訪問介護事業所** を利用する場合

⇒ 同じ加算「**訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分**」を、**A・B** 両方の分入力が必要